

「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和6(2024)～令和8(2026)年度)」の策定について

1 計画の策定

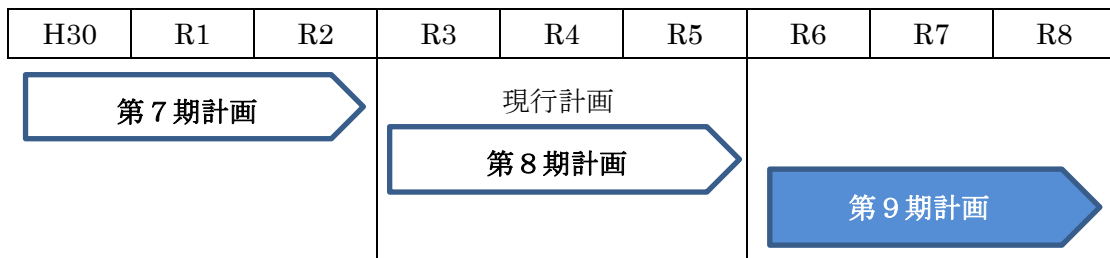
高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定します。また、計画の策定にあたっては、堺市基本計画2025を最上位計画、堺市SDGs未来都市計画を上位計画、地域福祉計画を基盤計画とし、健康増進計画など関連分野の計画と調和を図るとともに、大阪府が策定する介護保険事業支援計画及び医療計画とも整合性のとれた計画とします。

(1) 計画期間

令和6(2024)～令和8(2026)年度の3か年計画。この計画に基づき、3か年の第1号被保険者(65歳以上高齢者)の介護保険料の水準を決定します。

(参考) 第7期(平成30～令和2年度) 保険料基準月額 6,623円

第8期(令和3～5年度) 保険料基準月額 6,790円



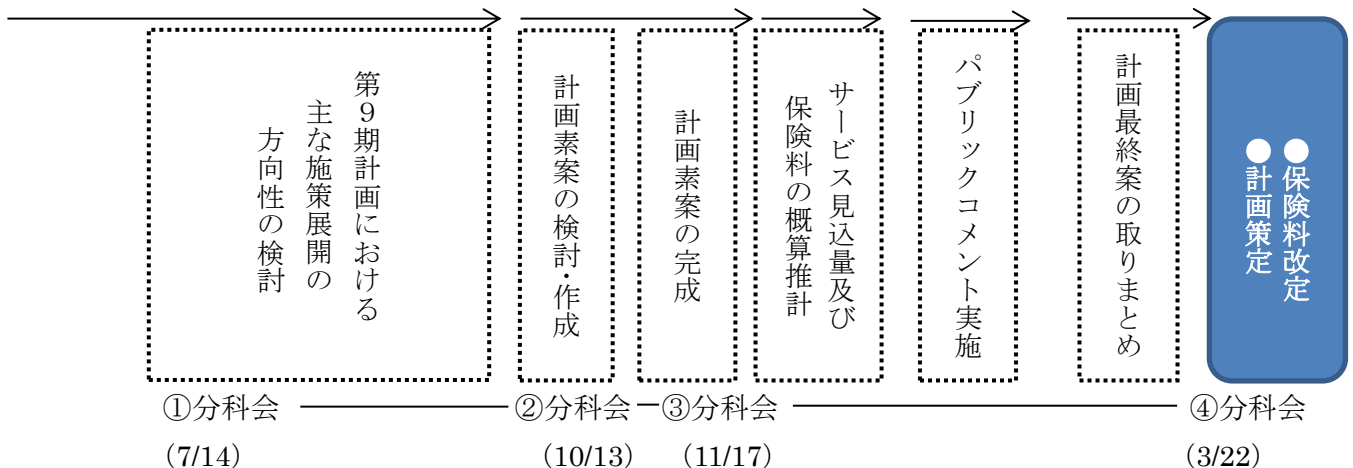
(2) スケジュール

令和5年7月～9月 第9期計画における主な施策展開の方向性の検討
10月～12月 計画素案検討・作成、計画素案完成、サービス見込量及び保険料の概算推計
令和6年1月 パブリックコメント実施
令和6年3月 計画策定、介護保険料の改定(介護保険条例の改正)

R5

R6

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----



2 国の動向等

(1) 国の介護保険制度改革の動き

① 近年の状況・課題

- 現行の第8期計画では、“地域共生社会の実現”と“2040年への備え”という観点から、「介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新（人材確保・生産性の向上）」、「保険者機能の強化」、「データ利活用のためのICT基盤整備」「制度の持続可能性の確保」が計画の柱として位置づけられました。
- 第9期計画期間（2024年度～2026年度）の中間年度に、これまで「地域包括ケアシステムの推進」が目途としていた、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年を迎えることとなります。また、2040年になると団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

② 介護保険制度の見直し

- 令和4年12月20日、社会保障審議会介護保険部会において、「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び「介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保」といった介護保険制度の見直しに関する意見が取りまとめられました。

(2) 国の第9期介護保険事業計画策定にかかる「基本指針」について

①基本指針とは

- ・ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- ・ 3年を一期とする都道府県・市町村介護保険事業計画作成のガイドラインの役割（計画の「基本的記載事項」や「任意記載事項」を示す。）
- ・ 令和5年7月中に「基本指針（案）」が提示される予定。

②基本指針が定めること

- ・ サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・ サービスの種類ごとの量の見込みとそれを定めるにあたって参酌すべき標準
- ・ その他計画の作成に関する事項
- ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

③第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント（令和5年2月時点）

- ・国から下記の「第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント（案）」において、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するなど「基本的考え方」が提示されています。

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる**2025年を迎える**ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える**2040年**を見通すと、**85歳以上人口が急増**し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある**要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の实情に応じて**地域包括ケアシステムの深化・推進**や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要**となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の实情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ **中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要**
 - ・ **医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要**
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを**サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要**
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性**
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及**

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① **地域共生社会の実現**
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ・ 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための**医療・介護情報基盤の整備**
- ③ **保険者機能の強化**
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ **都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進**。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ **介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**

令和5年2月27日：社会保障審議会（介護保険部会）より

④第9期介護保険事業計画において記載を充実する事項（案）

- ・第9期の基本指針の策定に向けては、「第9期計画において記載を充実する事項（案）」が検討されています。

第9期計画において記載を充実する事項（案）

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備（P8～14）
 - 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性（P8～11, 14）
 - 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化（P12）
 - サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性（P11）
 - 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性（P13）
 - 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及（P13）
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組（P15～31）
 - 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性（P15）
 - 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進（P16）
 - 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組（P17）
 - 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等（P17）
 - 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進（P17）
 - 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進（P18）
 - 高齢者虐待防止の一層の推進（P19～22）
 - 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進（P19, 23）
 - 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性（P24）
 - 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備（P25）
 - 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供（P26～28）
 - 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実（P29, 30）
 - 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進（P31）
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進（P32～43）
 - ケアマネジメントの質の向上及び人材確保（P32）
 - ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進（P33, 34）
 - 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備（P35, 36）
 - 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性（P37）
 - 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用（P38）
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）（P39）
 - 財務状況等の見える化（P40, 41）
 - 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進（P42, 43）

令和5年2月27日：社会保障審議会（介護保険部会）より

3 堺市の高齢者人口等の現状

人口	819,346人	—
65歳以上人口	231,997人	高齢化率 28.3%
うち75歳以上人口	132,353人	後期高齢化率 16.2%
要介護等認定者数（1号のみ）※	57,985人	認定率 25.0%

（堺市統計、介護保険事業状況報告）

令和5(2023)年3月末時点

※（参考）認知症高齢者数 27,349人（令和4(2022)年9月末時点）（第8期計画の将来推計値）

<参考> 第8期計画（現行計画）における堺市の基本理念と計画目標

(1) 基本理念

高齢者がすこやかに毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを大切に、住み慣れた地域で支え合い、安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、

「安心 すこやか 支え合い 暮らし続けられる都市 堺」

を基本理念として、計画の実現に取り組む。

(2) 計画目標

本計画は、前項の基本理念に基づき、以下の三つの視点を計画の目標に掲げています。

① 安心して心豊かに暮らし続けられる

高齢者が、介護が必要な状態になっても、安心して、できる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送れるよう、また、家族が過重な介護負担を強いられることのないよう、地域に根差した地域包括ケアシステムの推進を図ります。

② すこやかに暮らし続けられる

住み慣れた地域での生活を続けられるよう、高齢者が個々に健康増進や介護予防などに主体的に取り組めるような支援を一層充実し、高齢期を迎えてもできる限り要介護状態になることなく、すこやかな生活が維持できるような取組を進めます。

③ 支え合い暮らし続けられる

地域での支え合い活動やNPO活動、ボランティア活動などを推進し、高齢者の生涯学習やスポーツ活動、就業・就労の支援のための環境整備を充実します。

(3) KGI（Key Goal Indicator=重要目標達成指標）

令和22（2040）年には、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、本市の高齢化率が33%を超えると予測される中で、社会の活力を維持・向上するためには、高齢者が生きがいを持って生活し、高齢者をはじめとする意欲のある人が社会で活躍しつづけることが重要です。

平成28（2016）年時点における本市の健康寿命は男性71.46年、女性73.60年で、男女とも、全国や政令指定都市平均を下回っていました。そのため、本市は、基本理念である「安心 すこやか 支え合い 暮らし続けられる都市 堺」の実現に向け、市民が「すこやかに暮らし続けられる」よう、健康寿命の延伸をKGI（重要目標達成指標）として取組を進めています。

本市の令和12（2030）年の目標値を男性74.00年、女性77.00年に設定し、それに整合するよう令和5（2023）年の目標値を男性73.20年、女性76.20年に設定しました。

指標	現状（平成28（2016）年）	目標（令和5（2023）年度）
健康寿命	男性：71.46年 女性：73.60年	男性：73.20年 女性：76.20年

※ 出典：厚生労働科学研究報告書

(4) 施策体系

基 本 理 念

ま ち
安心 すこやか 支え合い 暮らし続けられる都市 堺

計 画 目 標 ・ KGI (重 要 目 標 達 成 指 標)

【計画目標】

安 心 で 心 豊 か に
暮 ら し 続 け ら れ る

す こ や か に
暮 ら し 続 け ら れ る

支 え 合 い
暮 ら し 続 け ら れ る

【KGI (重要目標達成指標)】

健康寿命

【現状 (平成 28 (2016) 年)】
男性 71.46 年、女性 73.60 年
【目標 (令和 5 (2023) 年度)】
男性 73.20 年、女性 76.20 年
※ 出典：厚生労働科学研究報告書

重 点 施 策 ・ 施 策 展 開 ・ KPI (重 要 業 績 評 価 指 標)

重点施策を推進する中で、各施策に ICT の活用や災害・感染症対策を横断的に取り入れます。

【重点施策】

【施策展開】

【KPI (重要業績評価指標)】

<p>1 自立支援・介護予防・健康増進の取組の推進</p>	<p>(1) 介護予防の充実・推進 (2) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進 (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (4) 地域の通いの場の創出 (5) 生涯にわたるところと体の健康の増進 (6) 保険者機能強化推進交付金等に係る取組</p>	<p>前期高齢者の要支援認定率 【現状 (令和元 (2019) 年度)】 2.83% 【目標 (令和 5 (2023) 年度)】 2.50% ※ 出典：厚生労働省介護保険事業状況報告書</p>
<p>2 在宅ケアの充実および連携体制の整備</p>	<p>(1) 在宅医療・介護の連携強化 (2) 地域包括支援センターの運営 (3) 総合的な相談支援体制の整備 (4) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実 (5) 家族介護者等への支援の充実 (6) 市民への情報提供の充実や意識の啓発</p>	<p>地域包括支援センターの援助件数 【現状 (令和 2 (2020) 年度) 推計値】 182,312 件 【目標 (令和 5 (2023) 年度)】 195,000 件 ※ 出典：地域包括支援センター事業報告書</p>
<p>3 介護サービス等の充実・強化</p>	<p>(1) 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 (2) 介護サービスの質の向上 (3) ケアマネジメントの質の向上 (4) 介護人材の確保・育成および業務の効率化 (5) 介護給付適正化事業の推進 (6) 費用負担への配慮 (7) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等</p>	<p>特定処遇改善加算を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合 【現状 (令和 2 (2020) 年 9 月)】 66.09% 【目標 (令和 5 (2023) 年度)】 71.00% ※ 出典：堺市健康福祉局調べ</p>
<p>4 認知症施策の推進</p>	<p>(1) 認知症に関する理解の普及や啓発の推進 (2) 認知症への適切な対応と支援制度の充実 (3) 認知症家族等への支援や居場所の提供 (4) 認知症の予防と早期発見・早期対応の推進</p>	<p>認知症サポーターの人数 【現状 (令和元 (2019) 年度)】 75,032 人 【目標 (令和 5 (2023) 年度)】 90,000 人 ※ 出典：地域包括支援センター事業報告書</p>
<p>5 高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備</p>	<p>(1) 高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保 (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備 (3) 災害や感染症対策に係る体制整備と支援 (4) 高齢者等への見守り支援 (5) 権利擁護支援の充実 (6) 消費者被害防止や特殊詐欺被害防止のための取組促進</p>	<p>業務継続計画 (BCP) を作成している介護保険施設の割合 【現状 (令和 2 (2020) 年度)】 11.11% 【目標 (令和 5 (2023) 年度)】 100.00% ※ 出典：堺市健康福祉局調べ</p>
<p>6 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援</p>	<p>(1) 情報やきっかけの提供 (2) 地域を支える担い手の確保・育成 (3) 社会参加の機会の提供 (4) 地域における助け合い活動の推進</p>	<p>様々な人や団体の参画により活性化された地域福祉活動の件数 【現状 (令和元 (2019) 年度)】 180 件 【目標 (令和 5 (2023) 年度)】 280 件 ※ 出典：堺市社会福祉協議会事業報告書</p>